厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成 17 年厚生労働省告示第 112 号)別表の 113
付帯的な機能リスト(呼吸回路除菌用フィルタ)

No.	機能名称	機能の定義	備考[承認又は許可番号]
1	サンプリングポート	温度・圧・CO2 濃度等を測定するためにガスのサンプリングを行うポート。	20400BZY00321000
2	回転式ポート	回転式のマシンポート(呼吸回路ポート)又は患者接続ポート。	20400BZY00321000
3	フレックスチューブ	患者側ポートと患者との接続。気管内チューブと人工鼻の間に使用する。	22BY5017, 27BY5059
4	吸引用スリット	吸引カテーテルを挿入するための開口(スリット)	13BY0246
5	吸引ポート・吸引口	吸引カテーテルを挿入するための開口(ポート)	20400BZY00321000
6	キャップレスト	サンプリングポート等、使用時にはずしたポートのキャップを止めておくところ	13BY0246 , 20400BZY00321000